

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人千寿会

(施設等における身体拘束等の適正化のための基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高速を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、高速廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事)

第2条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組織します

(1) 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- (ア) 施設長（所長・管理者）※委員長
- (イ) 事務長
- (ウ) 統括介護マネージャー
- (エ) 介護主任（副主任）
- (オ) 生活相談員
- (カ) 看護職員
- (キ) ユニットリーダー

2 身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。

3 身体拘束適正化検討委員会は3月に1回以上開催します。

4 身体拘束適正化検討委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ① 身体拘束適正化検討委員会そのたの施設内の組織に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容等に関すること
- ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 身体拘束適等が発生した場合その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

5 身体拘束等適正化担当者は各施設等において選任します。

6 身体拘束等の適正化における各職種の役割

①施設長

身体拘束等の適正化のための総括管理、身体拘束等適正化検討委員会総括責任者

②生活相談員、介護支援専門員

- ・身体拘束等適正化マニュアルの作成と周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針の周知徹底
- ・介護現場における諸課題の統括管理

- ・身体拘束適正化に向けた職員教育
- ・家族、多職種との連絡調整
- ・記録の整備

③総括介護マネージャー・介護主任（副主任）

- ・本人の意向に沿った支援の確立
- ・身体拘束等適正化に関する職員教育
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・記録の整備

④介護・看護職員等

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者等の尊厳を理解する
- ・利用者等の疾病、障がい等による行動特性の理解
- ・利用者等とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録は正確かつ明瞭に記録する
- ・利用者等の心身の状態を把握し基本的支援に努める
- ・施設内の環境整備

（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3条 職員に関する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

2 研修は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し電磁的記録等により保存します。

（施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針）

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとします。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時に同委員会を招集するものとします。

（身体拘束等発生時の対応に関する基本方針）

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行なわなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 組織による決定と記録類への記載

やむを得ず身体拘束等を行なうときは、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因の・解決方法を検討し、職員会議等において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行なう場合には、支援記録に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行なう場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した支援記録とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を交付します。

③ 行政への相談・報告

身体拘束等を行なう場合、行政機関に相談・報告します。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行なった場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期など統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の職員会議等で報告します。

(入所者に対する当該指針の閲覧に関するする基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設等において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する